

県管理道路の「事前通行規制区間の見直し」検討に着手します。

道路の異常気象時における事前通行規制の制度は、1968年の岐阜県国道41号で発生した「飛騨川バス転落事故」を契機として、その翌年に国管理道路で導入された後、1972年以降に和歌山県管理道路においても事前通行規制区間を指定しています。（74区間、延長約700km）

その後、バイパスやトンネルの整備による危険箇所の回避や法面など沿道の防災対策の進展により、既存の規制基準と道路の災害発生の危険性に乖離が生じている状況です。

このため、下記の観点から事前通行規制区間の見直し検討に着手します。

◆内 容：見直しの観点

- ①降雨量と災害発生の相関関係から、事前通行規制区間の妥当性等を検討し、区間延長の短縮、規制基準の緩和などの検討を行います。
- ②バイパス整備により危険箇所を回避した場合の事前通行規制区間解除の可能性について検討を行います。
- ③現状の道路網全体を俯瞰し、事前通行規制を適用すべき区間の妥当性等について検討を行います。

◆今後の進め方

- ・学識経験者などによる検討会を設置し、見直し検討を進めることを想定しています。
- ・今年度末を期限として一定の方向性を取りまとめることを想定しています。

※詳細が決まりましたら、順次、情報提供を行ってまいります。

（連絡先）

県土整備部道路局道路保全課

担 当：前、天野

電 話：073-441-3119

内 線：3119

異常気象時における道路通行規制区間図



令和6年4月1日現在